



# 仙台市企業立地促進助成金 特別加算（再生可能エネルギー利活用）

令和8年4月1日—

## 仙台市企業立地促進助成金

- ・製造業
- ・特定物流業
- ・研究開発施設
- ・本社機能
- ・データセンター など

上記に該当する事業所の建設もしくは取得を行う場合に、取得した土地、建物、償却資産に対する助成を受けることができる制度

### ○交付額

(固定資産税課税標準額 × ○○%)

特別加算の場合、上記に+2%（建物のみ）

💡 下記加算要件を満たす場合、建物に対する通常の助成率に2%の上乗せを受けることが可能！

### ●加算要件

- ①交付対象事業の事業所に係る年間の電気使用量が原則として15万kWh以上
- ②100kW以上の自家消費型太陽光発電設備を導入すること
- ③10年以上にわたり再生可能エネルギー由来の電力を調達し、当該事業所の電力使用に係るCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロとすること

### ●注意事項

- ①本市環境局に対して、仙台市企業立地促進助成金の交付指定の申請時における（事前相談）を行い、助成金交付の申請時における（確認）を受けた場合に限ります。
- ②加算が適用されるのは、建物に対する助成のみです。（土地や償却資産は加算対象外）
- ③加算額の上限は以下の算式の範囲内に限定します。

#### 【算式】

太陽光発電設備導入量 (kW) に18万円を乗じた値と年間電力使用量 (kWh) から、太陽光発電設備導入量 (kW) に500kWhを乗じた値を控除した値に、1.1を乗じ、さらに10を乗じた値を合算した額の3分の2

例) 太陽光発電設備導入量100kW 年間電力使用量15万kWhの場合  
 $\{100 \times 18\text{万円} + (15\text{万} - 100 \times 500) \times 1.1 \times 10\} \times 2/3 = 1,273\text{万円}$  (万円未満切り捨て)

- ④仙台市企業立地促進助成金の操業継続義務期間（通常、操業開始日から10年間）内に加算要件を満たさなくなった場合、交付した加算額の範囲内で助成金の全額もしくは一部の返還を求めます。（事業所の休止や廃止の場合は交付した助成金全額が返還対象となります）

### [お問い合わせ]

仙台市経済局産業集積推進課 TEL：022-214-8245/E-mail：kei008040\_13@city.sendai.jp

仙台市環境局脱炭素経営推進課 TEL：022-214-8057/E-mail：kan007150@city.sendai.jp

仙台市総務局東京事務所 TEL：03-3262-5765/E-mail：som001310@city.sendai.jp